

保護者の皆さま

明石市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する対応について（お願い）

平素は本市の教育にご理解、ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

また、新型コロナウイルス感染症防止について、ご家庭で毎朝の健康観察等にお取り組み
 いただいておりますことを重ねて感謝申し上げます。

年始から、全国的に新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が増加しています。

明石市においても新規陽性者数が急激に増加しています。

このような状況から、市立学校の出席に関する取扱基準等を下記のとおりとしました。

今後も、ご家庭と学校・教育委員会が連携しながら、充実した教育活動が実施できるよう
 努めてまいりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

なお、万が一、お子様に下記の症状等があらわれた場合は、速やかに学校へご一報くださ
 いますよう、併せて、お願い申し上げます。

記

1 出席に関する取扱基準

※ 3が変更箇所になります。

	症状等	対応	登校開始日
1	児童生徒が陽性である 場合	出席停止 (欠席扱いとしない)	専門医等が快癒を認めた翌日から登校可能
2	児童生徒が濃厚接触者で ある場合	出席停止 (欠席扱いとしない)	症状が出なければ、保健所の指示を受けて登校可能 (目安は10日)
3	児童生徒の同居家族が濃 厚接触者である場合 (例：保護者の職場から 陽性者が確認され、その 保護者が濃厚接触者とな った。)	個別に判断	①濃厚接触者が検体検査を受検する場合 ⇒結果が判明するまで自宅待機 ②濃厚接触者が検体検査を受検せず経過観察のみ の場合 ⇒濃厚接触者に風邪症状がない場合は登校可能 濃厚接触者に風邪症状がでた場合は出席停止
4	発熱等のかぜ症状が発症 した場合	出席停止 (欠席扱いとしない)	症状がなくなった日から登校可能 ※症状が改善せず、受診した場合 ①検体検査を受けず様子見となった場合は症状が なくなった日から登校 ②検体検査を受けた結果、陰性の場合には症状がなく なった日から登校 ③検体検査を受けた結果、陽性の場合には1の対応
5	医療的ケアが必要および 基礎疾患がある場合	個別に判断	主治医との相談結果を踏まえて個別に判断
6	感染リスク等で登校に不 安がある場合	原則として欠席	

※同居家族の方の業務の都合（海外渡航、医療従事者の定期的な検査等）により、PCR検
 査を受検する場合については、登校に差し支えありません。

2 学級閉鎖について

児童生徒から陽性者が確認された場合、在籍する学級における濃厚接触者の特定や健康
 観察のため、当該学級を閉鎖することがあります。